本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（内閣官房）

1　令和六年能登半島地震からの復旧及び復興を推進する体制を強化するとともに、管制塔における航空機の離着陸に係る監視体制を強化するため、国土交通省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五五号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五六号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とすることとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（厚生労働省）

一　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。

㈠　一―（三―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

㈡　二―ジメチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類

㈢　六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類

㈣　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

㈤　二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類

2　次に掲げる物を向精神薬に指定することとした。

八―ブロモ―一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

3　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。

㈠　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈡　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

㈢　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈣　ピペリジン―四―オン及びその塩類

㈤　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈥　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈦　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈧　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

㈨　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二　麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正関係（第二条関係）

次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。

1　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

2　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

3　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

4　ピペリジン―四―オン及びその塩類

5　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

6　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

7　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

8　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

9　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

三　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を覚醒剤原料に指定することとした。（本則関係）

㈠　エチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈡　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈢　ブチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈣　プロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈤　一―メチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

㈥　二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物